

川越町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 16年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
17	12,839	6,980,406	352,249	912,434	13.1	15.1

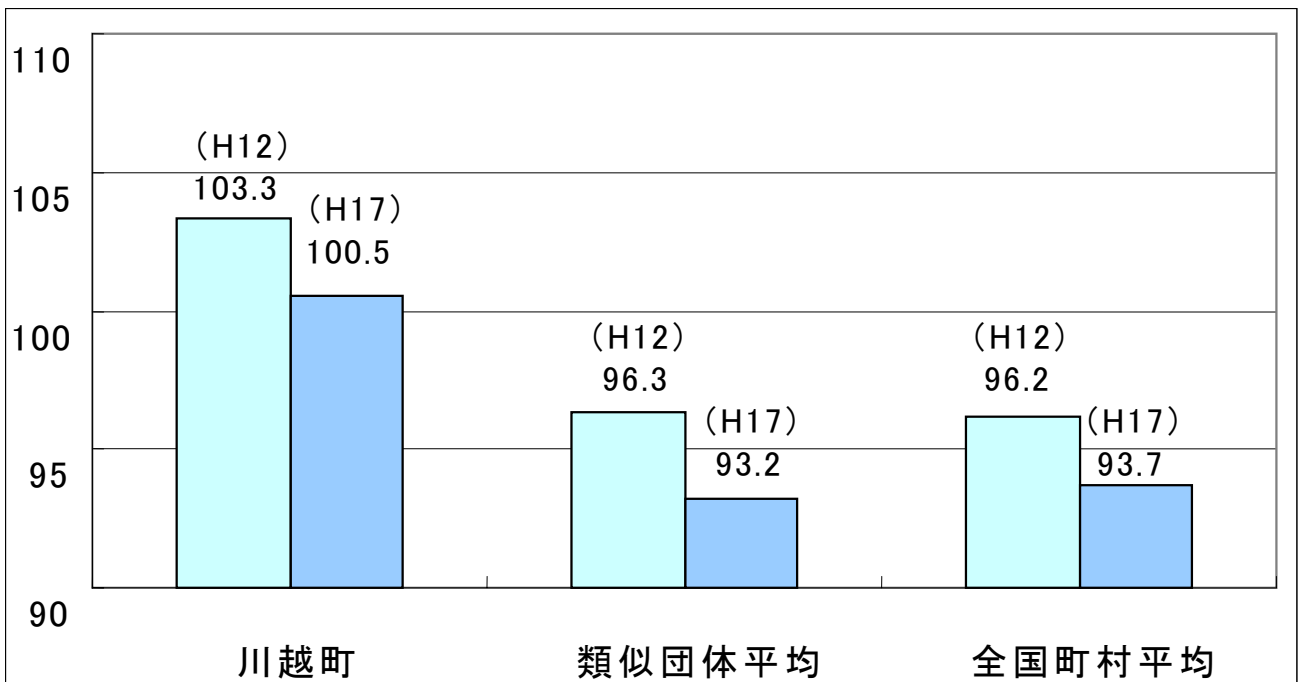
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤怠手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	円	千円
17	105	408,153	35,580	164,445	608,178	5,792,171	5,954

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川越町	40.3歳	338,300円	469,700円
三重県	42.1歳	357,490円	441,127円
国	40.4歳	328,477円	381,212円
類似団体	42.8歳	326,533円	373,851円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川越町	53.0歳	269,500円	284,600円
うち 用務員	58.0歳	283,800円	283,800円
うち 学校給食	52.6歳	271,600円	302,500円
うち その他	51.7歳	261,300円	272,000円
三重県	46.2歳	347,260円	392,466円
国	48.4歳	286,500円	318,595円
類似団体	48.9歳	263,290円	284,427円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区 分		川越町	三重県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	176,800円	176,800円	170,200円
	高校卒	148,000円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	131,500円	142,800円	—
	中学卒	131,500円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（18年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	264,300 円	297,100 円	319,900 円
	高 校 卒	- 円	276,800 円	299,700 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	229,000 円	253,000 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事・技師	1 人	1.4 %
2 級	主事・技師	17 人	24.3 %
3 級	主事・技師	6 人	8.6 %
3 級	主任	12 人	17.1 %
4 級	係長・主査	12 人	17.1 %
5 級	課長補佐・主幹	8 人	11.5 %
6 級	部長・課長・主監	14 人	20.0 %
		人	%

- (注) 1 川越町給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川越町	三重県	国
1人当たり平均支給額（17年度） 1,624 千円	1人当たり平均支給額（17年度） 1,837 千円	-
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による 加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25%

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（18年4月1日現在）

川越町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置(2%~20%加算))			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額18,426千円			18,454千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(18年4月1日)

支給実績(17年度決算)		0 千円	
支給職員一人当たり平均支給額(17年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
川越町	1 %	105	1 %

(22年度制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
川越町	5 %	0 %

(4) 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）		332 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		11,857円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）		24.78 %	
手当の種類（手当数）		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税滞納整理手当	税務課職員	町税滞納整理事務	日額 500円
保険税滞納理手当	福祉課職員	保険税(国保)滞納整理	日額 500円
用地交渉手当	産業開発課職員	用地交渉業務	日額 500円
放射線技師手当	直営診療所	放射線等取扱業務	月額 10,000円
看護師手当	同上	医療等業務	月額 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	22,622 千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	235 千円
支給実績（16年度決算）	24,756 千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	287 千円

(6) その他の手当 (18年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の2人目まで 6,000円 配偶者なしの1人目 11,000円 配偶者が扶養親族でない場合の1人目6,500円 3人目以降 5,000円 満16歳～22歳の子の加算 5,000円	同		10,612千円	241,200円
住居手当	借家(家賃12,000円以上) 最高支給限度額 27,000円 持家 3,400円	異	持家3,400円	5,644千円	115,200円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 片道2km以上の距離区分に応じ 2,000円～24,500円	同		3,726千円	32,400円

5 特別職の報酬等の状況 (18年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
			(参考)類似団体における最高/最低額
給 料	市 区 町 村 長	860,000 円	870,000 円 / 350,000 円
	助 役	647,000 円	710,000 円 / 330,900 円
	収 入 役	599,000 円	650,000 円 / 320,000 円
報 酬	議 長	328,000 円	408,000 円 / 233,000 円
	副 議 長	261,000 円	340,000 円 / 176,000 円
	議 員	231,000 円	320,000 円 / 155,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(17年度支給割合)	
	助 役 収 入 役	4.45 月分	
議 長	議 長	(17年度支給割合)	
	副 議 長 議 員	4.45 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	助 役	任期ごとに算定	17,172,480円 任期終了時
	収 入 役	任期ごとに算定	7,764,000円 任期終了時
		任期ごとに算定	6,469,200円 任期終了時

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

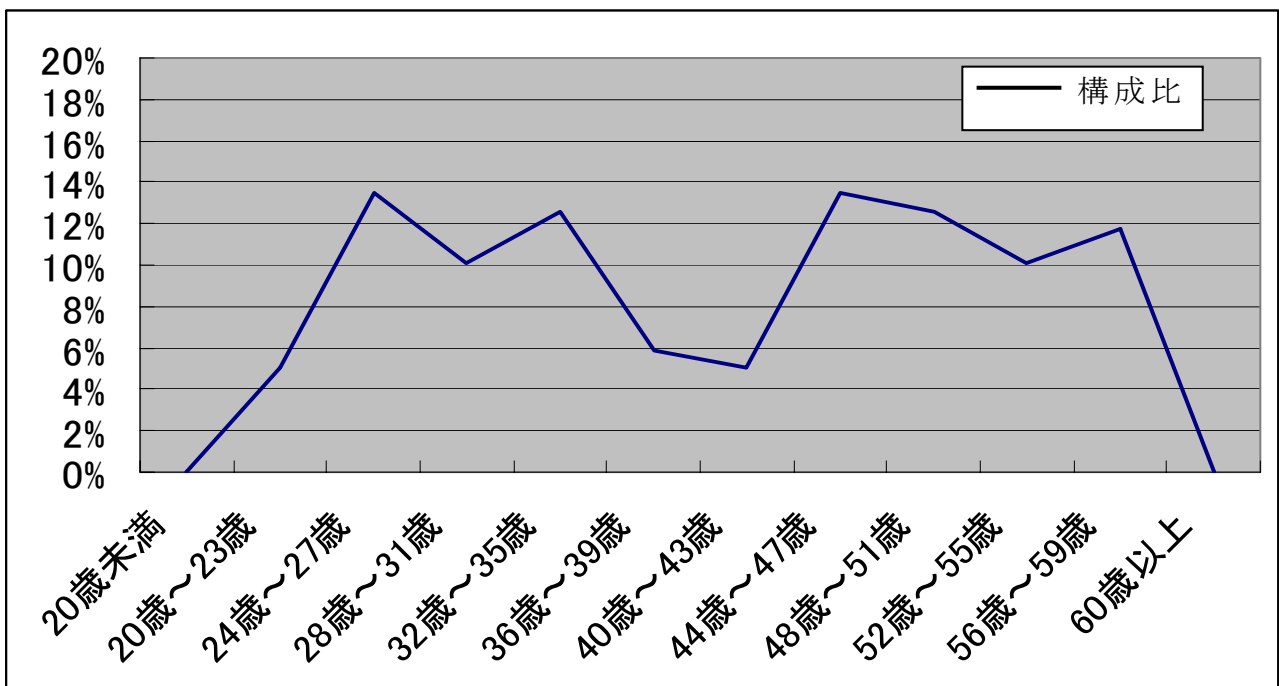
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数(人)		対前年 増減数	主な増減理由等
			平成18年	平成17年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議 会	3	3	0	機械化による戸籍事務の減 徴税事務の増 欠員補充による保育士の増 介護保険業務の増
		総務企画	18	19	-1	
		税 務	8	7	1	
		農林水産	2	2	0	
		土 木	10	10	0	
民 生		29	28	1		
衛 生	9	8	1			
	計	79	77	2	(参考)人口1,000人当たり職員数6.17人 (類似団体の 人口1,000人当たり職員数 8.34人)	
	教 育	22	24	-2	生涯学習業務と文化ホール業務の 兼務による減	
	小 計	101	101	0	(参考)人口1,000人当たり職員数7.89人 (類似団体の 人口1,000人当たり職員数 10.82人)	
会計 部門	公営 企業 等	水 道	5	5	0	下水道業務の見直しによる減
		下水道	4	5	-1	
		その他	9	9	0	
		小 計	18	19	-1	
合 計			119	120	-1	(参考) 人口1,000人当たり職員数 9.30人
			[125]	[125]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (18年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	6人	16人	12人	15人	7人	6人	16人	15人	12人	14人	0人	119人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
120人	115人	5人	4.2%

(注)職員数には教育長(特別職)を含んでいます。

(参考)平成22年4月1日現在における定員の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	平成22年4月1日までに5人の減 4.2%の削減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

部門	区分	17年	18年	19年	20年	21年	22年	計	(参考) 数値目標
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
一般行政	職員数	77人	79人	79人	—人	—人	—人	—	—
	増減	—	2人	0人	—人	—人	—人	2人	—
教育	職員数	24人	22人	23人	—人	—人	—人	—	—
	増減	—	-2人	1人	—人	—人	—人	-1人	—
公営企業 等会計	職員数	19人	18人	17人	—人	—人	—人	—	—
	増減	—	-1人	-1人	—人	—人	—人	-2人	—
計	職員数	120人	119人	119人	—人	—人	—人	—	115人
	増減	—	-1人	0人	—人	—人	—人	-1人 (20%)	-5人

(注)1 計画期間は17年～22年の5年間です。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示しています。

3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B/A
年度	千円	千円	千円	%
17	275,413	24,398	41,010	14.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17	5	21,111	3,510	8,798	33,419	6,683	6,971

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、18年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (18年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越町	41.6 歳	351,850 円	498,498 円
団体平均	44.8 歳	376,947 円	577,214 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越町	川越町 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額 (17年度) 1,848 千円	1人当たり平均支給額 (17年度) 1,624 千円
(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (18年4月1日現在)

川越町	川越町 (一般行政職・団体平均等)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%~20%加算) 1人当たり平均支給額 18,426千円 18,454千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (18年4月1日現在)

支給実績 (17年度決算)	0 千円		
支給職員一人当たり平均支給額 (17年度決算)	0 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
川越町	1 %	5 人	1 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度 (支給率)
川越町	5 %	0 %

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）		16 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		2,400 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）		100 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	上下水道課職員	用地交渉業務	日額 500 円
水道料滞納整理手当	同上	上下水道料滞納整理事務	同上

オ 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	1,489千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	248千円
支給実績（16年度決算）	1,199千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	239千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の2人目まで 6,000円 配偶者なしの1人目 11,000円 配偶者が扶養親族でない場合の1人目 6,500円 3人目以降 5,000円 満16歳～22歳の子の加算 5,000円	同		985千円	197,000円
住居手当	借家（家賃12,000円以上） 最高支給限度額 27,000円 持家 3,400円	異	持家3,400円	112千円	37,400円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具利用者 片道2km以上の距離 区分に応じ 2,000円～24,500円	同		112千円	22,440円

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間数は、8時30分から17時15分までの週40時間勤務で、原則週休2日制となっています。
なお、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。

(2) 休暇制度

休暇には、大きく次の4つがあります。

- ① 年次有給休暇 : 1年(暦年)あたり20日間与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年に繰越すことができます。
- ② 病気休暇 : 病気療養に必要な期間(90日以内)については有給扱いとなります。
- ③ 特別休暇 : 特定の事由に基づいて有給が認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などです。
- ④ 介護休暇 : 同居の家族の介護が必要な期間(連続する180日以内)は無給となります。